

川崎市立高等学校部活動等合宿支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市立高等学校における部活動等の合宿を福島県で実施することにより、同県内生徒との交流及び復興支援を図るため、合宿に参加する生徒及び引率指導者に対し、合宿にかかる費用を補助するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 部活動等 川崎市立高等学校の生徒及び教諭、監督、コーチ等の指導者を含む複数の者で構成する部活動、生徒会、ボランティア団体等

(2) 合宿 川崎市立高等学校の部活動等に所属する生徒が、指導者による引率の下、福島県内の宿泊施設に宿泊して部活動の練習、ボランティア活動、学習等を行うもの

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、部活動等に所属する生徒及び引率指導者で、かつ、合宿の実参加者とする。ただし、引率指導者は、市長が特に必要と認める場合を除き、部活動等1団体につき2名以内とする。

(交付対象となる合宿)

第4条 補助金の交付対象は、福島県の文化施設又はスポーツ施設等を利用し、同県内の学校、地域の団体との交流を図ることを目的とした合宿とする。

(補助金)

第5条 補助金は、旅費及び活動経費を対象とし、補助金額は、次の各号に基

づき算出した金額（10円未満は切り捨て）を実参加者に交付する。

(1) 旅費は、当該学校の所在地から福島県までの往復及び、同県内の移動に要する交通費とし、当該交通費は、本市の認める交通手段を利用し、かつ最も経済的な順路で計算した額とする。ただし、1人につき、25,000円を上限とする。

(2) 活動経費

ア 活動経費は、1団体につき、100,000円を上限として支給するものとし、活動経費の総額を第3条に規定する交付対象者の数で除して算出した金額とする。

イ 活動経費は、合宿の実施に要する経費のうち、会場使用料、機材の使用料及び輸送料、観光施設（自然、歴史・文化、体験等に関する有料施設）の見学料、その他市長が必要と認めたものとする。

(合宿の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の所属校の学校長（以下「学校長」という。）は、合宿を行う前に、速やかに市長に申請するものとする。

(合宿支援の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る書類等について、第3条から第5条までの規定に適合しているかを審査し、予算の範囲内で補助の可否を決定して、学校長に通知するものとする。

(合宿結果の報告)

第8条 学校長は、申請者が参加した合宿の終了後、速やかに市長に部活動等合宿の結果を、旅費及び活動経費の積算根拠となる資料等と併せて提出するものとする。

(補助金の申請)

第9条 申請者は、合宿後、速やかに市長に補助金の申請をするものとする。

(交付決定及び交付金額の確定)

第10条 市長は、前条の申請の内容を審査の上、補助金の交付の決定及び交付金額を確定し、申請者に通知するものとする。

(請求)

第11条 申請者は、補助金の交付金額の確定後、市長に補助金の請求を行うものとする。

(交付)

第12条 市長は、前条の請求に基づき、速やかに補助金の交付手続を行うものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、申請者に虚偽の申請その他不正な行為があったと認めるとときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(関係書類の保管)

第14条 学校長は、補助金に関する書類を整理保管し、市長が報告を求めた場合又は補助金の交付及び当該事業に関わる帳簿、書類等の調査を求めた場合は、これに応じなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。